

市第102号議案

横浜市保育所条例の一部改正

横浜市保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月10日提出

横浜市長 山中竹春

横浜市条例（番号）

横浜市保育所条例の一部を改正する条例

横浜市保育所条例（昭和26年3月横浜市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

2 保育所において特定乳児等通園支援（子ども・子育て支援法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。）を利用する乳児等支援給付認定保護者（同法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。）は、同法第30条の20第3項の規定により定められた乳児等通園支援給付費の額に相当する額の使用料を納付しなければならない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提 案 理 由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援のための保育所の利用に係る使用料を定めるため、横浜市保育所条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市保育所条例（抜粋）

(上段 改正案)
(下段 現行)

(使用料)

第5条 (第1項省略)

2 保育所において特定乳児等通園支援（子ども・子育て支援法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。）を利用する乳児等支援給付認定保護者（同法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。）は、同法第30条の20第3項の規定により定められた乳児等通園支援給付費の額に相当する額の使用料を納付しなければならない。